記 者 発 表 資 料 平成28年11月1日

大阪府後期高齢者医療広域連合

担当:給付課 太田給付課長

中島事業グループ長

柳原•永井

電話:06-4790-2031

問い合わせ先

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療広域連合

マッサージ施術に係る療養費の不正請求について

標記について、当広域連合に提出された療養費支給申請書において、不正な請求が行われたことが判明したため、下記のとおり代理受領の取扱中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 代理受領の取扱いの中止対象者

対象者住所 京都府宇治市

2 代理受領の取扱いの中止年月日

平成28年11月1日

以後、5年間は療養費の代理受領の取扱いができない(取扱中止前の施術分を含む)。

- 3 代理受領の取扱い中止に至った主な事由
- (1) 施術を行っていないにもかかわらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求していた。
- (2) 2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合、それぞれ先順位の患家の所在 地を起点にして往療料を算定しなければならないにもかかわらず、自宅(出張専門 施術者住所地)から往療したかのように装い、往療料を不正に請求していた。

4 返還金額

13,269,676円 (平成23年8月から平成28年4月施術分まで) 5名分、延べ198件

5 広域連合としての対応

不正請求を行った施術師に対し、平成28年11月1日から5年間代理受領の取扱いを中止するとともに、返還金13,269,676円を代理受領者に請求し、全額返還された。

6 広域連合長コメント

今後も引き続き、不正請求事案に対しては厳正に対処してまいります。

※1 出張専門施術者とは

施術者は、施術所を開設したときは、保健所に届けなければならない。また、専ら出張のみによって施術を行う施術師は、その住所地を出張専門施術者住所地として届けなければならない。今回の施術師は出張専門施術者として保健所に届け出していた。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年十二月二十日法律第二百十七号)第9条、第9条の二、第9条の三)

(参考)

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費の代理受領の取扱い」とは

療養費の支給は原則、被保険者本人からの申請に基づく、償還払いの取扱いであるが、被保険者の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際には被保険者は施術所に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給申請の手続き及び給付金の受領を施術所に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認めている。